

岩手県道路パトロール業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、岩手県が公募により実施する令和7年度道路パトロール業務委託（以下「業務委託」という）に適用する。

- 2 本業務の履行に当たっては、「岩手県道路パトロール業務委託実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき実施しなければならない。
- 3 実施要領に対する特記事項は、次のとおりとする。

(用語の定義)

第2条 この要領及び特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統括等を行う者で、契約書第3条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）で、「道路パトロール員」及び「道路パトロール運転員」をいい、業務に関わる関係法令、通達及び要領を十分理解し、管理技術者の指揮のもとに適正かつ迅速に業務を実施する者をいう。
- (3) 「道路パトロール員」とは道路パトロール業務に従事する者を、「道路パトロール運転員」とは道路パトロール運転業務に従事する者をいう。
- (4) 「調査職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う土木部等の職員で、道路監理員の任命を受けている者をいう。
- (5) 「道路監理員」とは、道路法第71条第4項の規定に基づき定められた道路監理員規程（昭和46年7月6日訓令第16号）により「道路監理員」に任命された職員をいう。
- (6) 「道路パトロール」とは、道路が常時良好な状態に保てるよう、道路及び道路の利用状態を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上必要な情報及び資料を収集することを目的とし、実施要領第5条から第11条までの規定に定める業務を適正に実施することをいう。

(貸与図書等)

第3条 受注者は、発注者から貸与を受けた図書（道路パトロールに必要な図面等）について、善良なる管理を行わなければならない。また、委託業務終了時には貸与図書等を返却し、調査職員の確認を受けるものとする。

(道路パトロールの実施等)

第4条 道路パトロールは、次の各号により実施する。

- (1) 本業務委託の道路パトロールは、各月に調査職員が作成する道路パトロール計画表により通常パトロールを実施するものとする。ただし、定期パトロール、夜間パトロール、異常時パトロールなど調査職員の指示がある場合は、この限りではない。
- (2) 道路パトロール車は発注者が準備し、受注者に使用させるものとする。なお、使用に当たっては、「道路パトロール車使用要領」によるものとする。
- (3) 道路パトロール終了時には、道路パトロールの記録を整理し、調査職員に報告するとともに、道路パトロール日誌に記載して勤務時間終了時まで提出するものとする。
- (4) 道路パトロールは、原則として道路パトロール員及び道路パトロール運転員により行うもの

とする。

- (5) 調査職員の指示による定期パトロール等を実施した場合は、発注者、受注者協議の上、必要に応じて業務委託契約の変更を行うものとする。

(業務委託実施計画書)

第5条 受注者は、契約締結後15日以内に、契約書第4条に基づき次に掲げる事項を記載した「道路パトロール業務委託実施計画書」(以下「業務計画書」という。)を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者等業務委託に従事する職員の氏名、年齢、経歴等
- (2) 道路パトロールの場所、期日、担当者の配置等の計画
- (3) その他の業務処理上、確認すべき事項

2 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(道路パトロール業務)

第6条 道路パトロール業務は、次の各号による。

- (1) 道路パトロールは、原則として8時30分から17時15分の間を実施するものとする。
- (2) 道路パトロールは、月曜日から金曜日の5日間とする。(岩手県の休日に関する条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)ただし、調査職員の指示による場合は、この限りでない。
- (3) 軽維持作業(実施要領第7条)の範囲は次のとおりとする。
 - ア その場で短時間に処理できる程度のものとする。
 - イ 当日の予定コースの巡回が可能な範囲での作業に限るものとする。

(道路パトロール中の措置)

第7条 道路パトロール員は、道路パトロール中において道路等に異常を認めるときは、実施要領第6条による措置を講ずるものとする。

(管理技術者)

第8条 管理技術者は、業務の適正な履行を確保するため、道路パトロール員及び道路パトロール運転員を指揮、監督しなければならない。

(道路パトロールの路線等)

第9条 道路パトロールの路線、区間等は、別記1のとおりとする。

(事故報告)

第10条 受注者は、業務履行中に事故が発生したときは、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(道路パトロール車の任意保険)

第11条 道路パトロール車の任意保険については、別記2の補償内容以上のものとし、受注者において加入すること。

(打合せ)

第12条 道路パトロール員は、当日の道路パトロールの重点事項について、調査職員と打合せを行うものとする。

2 管理技術者は、月1回、調査職員と業務内容について打合せを行うものとする。ただし、必要あ

る場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 その他定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

別記1 道路パトロールの路線等（第9条関係）

路線種別	路線番号	路線名	区 間	延長 (km)
一般国道	107	107号	大船渡市権現堂 (国道45号交差点) ～ 住田町世田米 (遠野市境)	31.5
	340	340号	陸前高田市気仙町 (国道45号交差点) ～ 住田町上有住 (遠野市境)	32.1
	343	343号	陸前高田市竹駒町 (国道340号交差点) ～ 陸前高田市矢作町 (一関市境)	16.3
	397	397号	住田町世田米 (国道107号交差点) ～ 住田町世田米 (奥州市境)	13.4
主要地方 道	9	大船渡綾 里三陸線	大船渡市猪川町 ～ 大船渡市三陸町越喜来	29.2
	34	気仙沼陸 前高田線	陸前高田市矢作町 (気仙沼市境) ～ 陸前高田市矢作町	3.4
	38	大船渡広田 陸前高田線	大船渡市大船渡町 ～ 陸前高田市高田町	32.9
一般県道	167	釜石住田 線	住田町上有住 (釜石市境) ～ 住田町上有住	16.2
	180	上有住日 頃市線	住田町上有住 ～ 大船渡市日頃市町	10.7
	193	唐丹日頃 市線	大船渡市日頃市町 (釜石市境) ～ 大船渡市日頃市町	12.5
	209	崎浜港線	大船渡市三陸町崎浜港 ～ 大船渡市三陸町越喜来	5.4
	229	長部漁港 線	陸前高田市気仙町 ～ 陸前高田市気仙町	2.3
	230	丸森権現 堂線	大船渡市下船渡 ～ 大船渡市権現堂	7.1
	238	遠野住田 線	住田町(遠野市境) ～ 住田町下有住	8.4
	246	世田米矢 作線	住田町世田米 ～ 陸前高田市矢作町	17.8
	250	吉浜上荒 川線	大船渡市三陸町吉浜 ～ 大船渡市三陸町吉浜 (釜石市境)	10.0
275	碁石海岸 線	大船渡市碁石海岸 ～ 大船渡市末崎町	7.0	
合 計				(km) 256.2

※道路現況(令和5年4月1日現在)より

道路改良等の道路整備関連事業の進捗により、上記路線のパトロール対象区間、距離の変更があることから、随時打ち合わせ等にて確認を行うものとする。

別記2 道路パトロール車の任意保険（第11条関係）

1 任意保険の補償内容

- (1) 対人補償 無制限
- (2) 対物補償額 無制限
- (3) 搭乗者障害 1,000万円
- (4) 車両保険 免責7万円
- (5) 対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの業務期間とする。

※ 車両の仕様

道路パトロールカーの仕様は、次のとおり。

- (1) 道路維持用作業車両（道路パトロールカー、8ナンバー）
- (2) 5ドア車（バックドア含む）
- (3) 排気量 2,000cc以上
- (4) 乗車定員5名
- (5) 4輪駆動
- (6) 寒冷地仕様
- (7) 軽油使用